

入札公告

「総合緑化センター一般廃棄物収集運搬等業務」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

令和5年12月1日

福島県県中農林事務所長 小久保 和秀

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 総合緑化センター一般廃棄物収集運搬等業務
- (2) 業務箇所 郡山市逢瀬町河内地内
福島県総合緑化センター内
- (3) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約日から令和6年3月29日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 郡山市の一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けている者で、本業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2に掲げる事項について証明できる書類を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和5年12月12日（火） 午後5時15分まで
- (2) 提出場所 〒963-8540
福島県郡山市麓山一丁目1番1号
福島県県中農林事務所 総務部 総務課（福島県郡山合同庁舎2階）

4 入札説明書等の交付

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 交付の場所 上記3 (2) に掲げる場所に同じ。
- (2) 期 間 公告の日から令和5年12月12日 (火) まで
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの封筒50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 (2) に掲げる場所まで請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年12月20日 (水) 午後2時00分
- (2) 場 所 福島県郡山合同庁舎 南分庁舎2階 第3会議室
- (3) その他 郵送による入札は不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県県中農林事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札書の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県県中農林事務所 総務部 総務課

電 話 024-935-1508

メール kenchu.nourin@pref.fukushima.lg.jp